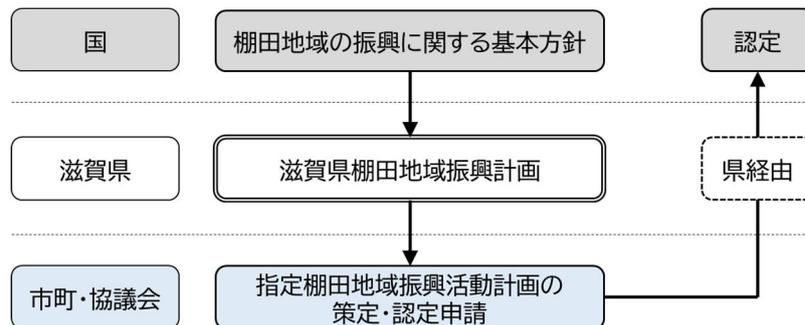


## 「滋賀県棚田地域振興計画」の変更について

### 1 滋賀県棚田地域振興計画について

県では、貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給にとどまらず、国土保全や自然環境保全などの多面的機能が維持・発揮されるとともに、都市農村交流等の取組を通じた関係人口の増加など、棚田を核とした地域の振興を図ることを目的に令和2年11月「滋賀県棚田地域振興計画(以下、「県計画」)」を策定した。

この計画は、令和元年に成立した「棚田地域振興法」に基づき、国が定める基本方針を勘案して県が作成するものであり、市町・協議会が作成する「指定棚田地域振興活動計画」や、その計画の認定申請にあたり勘案すべき事項を定めるものである。



### 2 変更に至った経緯

令和7年4月、「棚田地域振興法」が法期限の延長を含めた法改正がなされたため、今回、県計画についても変更を行うものである。

### 3 滋賀県棚田地域振興計画の(素案)から(最終案)への主な変更内容について

#### ○ 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

(棚田地域の振興に関連する施策の活用)

・その他

→棚田地域の認知度の向上等のため、「つなぐ棚田遺産」、世界農業遺産「琵琶湖システム」を有効活用することを追記

### 4 策定経過と今後の予定

令和7年4月 法改正

令和7年5月 県計画を改定することについて環境・農水常任委員会に報告

令和7年7月 県計画(素案)を作成、県関係機関・市町へ意見照会

令和7年10月 県計画(素案)を環境・農水常任委員会に報告

令和8年2月 県計画(案)を作成、県関係機関・市町へ意見照会

令和8年3月 県計画(最終案)を環境・農水常任委員会に報告、その後、県計画を策定、公表

## (参考) 地域指定・活動計画認定について

棚田地域振興法に基づき主務大臣から指定棚田地域の指定(以下、「地域指定」)を受け、指定棚田地域振興活動計画(以下、「活動計画」)の認定を受けると、各種事業の活用や優遇措置が受けられる※。

令和7年3月現在、大津市1地域、栗東市1地域、甲賀市1地域、高島市6地域、湖南市1地域、日野町3地域の5市1町13地域(27棚田)が地域指定済。うち、5市1町12地域(26棚田)が活動計画認定済。

※中山間地域等直接支払制度の棚田地域振興活動加算(「棚田加算」)等

**指定棚田地域の指定状況**  
(令和7年3月時点)

●指定済の指定棚田地域(旧町村)

- ・大津市：仰木村
- ・高島市：剣熊村、西庄村、百瀬村  
朽木村、高島町
- ・高島市(大津市)：小松村
- ・栗東市：金勝村
- ・甲賀市：大野村
- ・日野町：南比都佐村、東桜谷村  
西大路村
- ・湖南市：石部町



# 滋賀県棚田地域振興計画の変更(最終案)【概要版】

## 滋賀県棚田地域振興計画の位置づけ

- 令和元年6月に議員立法により「棚田地域振興法」が5年間の時限立法として施工され、令和7年4月に法期限の延長(5年間)を含めた法改正がなされた。
- 本計画は、「棚田地域の振興の目標」、「棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「その他棚田地域の振興に関する施策を相応的かつ計画的に推進するために必要な事項」を示し、法に基づき作成される指定棚田地域振興活動計画の指針となるもの。

※(素案)から(最終案)への変更事項を赤字で記載

## 1 棚田地域の振興の目標

- 棚田地域の現状と課題
- 棚田地域の活性化に向けた取組活動の状況
- 棚田地域の振興の目標
  - ・農産物の供給
  - ・国土保全や自然環境保全などの多面的機能の維持、発揮
  - ・観光や都市農村交流等の取組を通じた関係人口の増加など
- 他の地域振興に資する計画との調和規定

## 2 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 棚田地域の振興に関連する施策の活用
  - (1) 移住・定住および二地域居住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策
  - (2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策
  - (3) 文化的・歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策
  - (4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策
  - (5) 国土保全に資する施策
  - (6) 持続可能な地域社会の維持、形成および活性化の促進に資する施策
  - (7) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策
  - (8) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策
  - (9) 人材の育成・確保に資する施策
  - (10) その他 (「つなぐ棚田遺産」、世界農業遺産「琵琶湖システム」の有効活用について追記)
- 2 県独自の支援施策
  - (1) しが棚田ボランティア
  - (2) 棚田トラスト制度
  - (3) 棚田カード
  - (4) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金および中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金
  - (5) 棚田地域交流・研修会
  - (6) しがのふるさと支え合いプロジェクト
  - (7) 「やまの健康」推進プロジェクト
  - (8) たんぼのこ体験事業
- 3 滋賀県における推進体制
  - (1) 滋賀県棚田地域振興推進会議の設置
  - (2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化
  - (3) 指定棚田地域の指定に関する推進方針
- 4 棚田地域の活動に関する情報発信等

## 3 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方
  - (1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる基準
  - (2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準
- 2 選定の手続き
  - ・棚田地域の選定について、制度の周知、関係市町との連絡調整を行い、第三者で構成する有識者会議で意見交換を行い、指定地域の選定を進める。